

金銭消費貸借契約

第1条 元金返済額の自動支払

- 借主は、元金の返済のため、各返済日(当日が銀行休業日の場合には、その日の翌営業日、以下同じ)までに毎回の元金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金、総合口座通帳・同支払請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金の返済に充てます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済に充てる取扱はせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱ができるものとします。

第2条 繰り上げ返済

- 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、借入要領に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の7営業日までに銀行へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごとの増額返済分の未払い利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、前2項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	年2回の増額返済併用の場合
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	次の(1)と(2)の合計額 (1) 繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 (2) その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、「借入要領」記載通りとし、変わらないものとします。	

第3条 利率の変更

- 利息、損害金の割合は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。
- この契約による借り入れ利率変更が変動金利の場合、借主(および保証人)は、別途銀行所定の特約書を差入れ、その約定に従うものとします。

第4条 資金使途

事業性のある使途には一切使用することができないものとします。

第5条 担保

- 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
- 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承認を得るものとします。
- 担保は、必ずしも法定の手続きによらず一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を、法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済に充てることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。
- 借主が差し入れた担保について、事変・災害・輸送途中のやむを得ない事故等によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第6条 期限前の全額返済義務

- 借主について、次の各号の事由が一つでも生じたことを銀行が知った場合には、銀行からの通知、催告がなくても、借主はこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行に対するこの契約による債務の返済を遅延し、次の返済日に至るも返済しなかったとき
 - 銀行に対する上記以外の債務の一つでも期限に返済しなかったとき
 - 借主の預金その他銀行に対する債権について、仮差押、保全差押、または差押命令の通知が発送されたとき
 - 借主が租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - 借主に支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、その他債務整理手続開始の申立てがあったとき
 - 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 保証会社からの保証の中止または解約の申出があったとき
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責に帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき
 - 借主を被保険者、銀行を保険契約者兼保険金受取人とする団体信用生命保険契約上の保険事故が発生したとき
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、「借入要領」記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- (1)借主が銀行との一切の取引約定の一つでも違反したとき
- (2)保証人に前項各号の一つ、または前号の事実があったとき
- (3)前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金含む。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたと銀行が認めたとき

第7条 銀行からの相殺

1. 銀行はこの契約による借主からの債務の返済がなされない場合は、その債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主の代わりに諸届け金の払い戻しを受け、この債務の返済に充当することもできます。
3. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算を実行する日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割りで計算します。

第8条 借主からの相殺

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項によって相殺する場合、相殺計算を実行する日は「借入要領」に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺にともなう手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、第 2 条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の 7 営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとします。
3. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算を実行する日までとし、預金等の利息については預金規定の定めによります。

第9条 債務の返済等に充てる順序

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺に充てるか指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺に充てるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち、一つでも返済の遅延などが生じている場合において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じる虞のあるときは銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。
4. 前第 2 項のなお書きまたは第 3 項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第10条 危険負担・免責条項・代わりの証書等の差し入れ等

1. 借主が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、銀行から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。
2. 銀行に提出した書類の印影(または暗証番号)を、届出印鑑(または暗証番号)に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印象等に偽造、変造、盗用等があってもそのために生じた損害については借主の負担とします。

第11条 費用の負担

この契約に基づく取引に関し次の各号に掲げる費用もしくは権利の行使、保全に要した費用は借主が負担するものとします。

1. (根)抵当権設定、抹消または変更の登記に関する費用
2. 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
3. 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
4. この契約(変更契約を含む。)に基づき必要とする手数料、印紙代

第12条 手数料

借主が次の各号の手続きを行う場合、借主は銀行所定の手数を支払うものとします。

1. 借主が第 2 条の繰り上げ返済を行う場合
2. 返済額、返済期間、融資利率等について借主が銀行に変更を申し入れ、銀行がこれに応じる場合
3. 融資利率の種類が固定・変動選択型の場合で、2 回目以降の金利選択に際して固定金利を選択する場合
4. 融資利率の種類が固定・変動選択型の場合で固定金利適用期間中に繰り上げ返済をおこなう場合
5. 借主が、この契約による債務の返済を遅延し、銀行が所定の督促を行う場合
6. その他、この契約の内容を変更する場合で、内容により銀行が必要と認める場合

第 13 条 届出事項

1. 借主または保証人の氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主または保証人が前項の届出を怠ったため、銀行が借主または保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
3. 借主または保証人について家庭裁判所に審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により銀行に届け出るものとします。また、借主または保証人の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも同様に届け出るものとします。

第 14 条 報告および調査

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じる虞のあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第 15 条 債権譲渡

1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関に譲渡(以下本条においては信託を含む)することができるものとします。また、借主は、債権譲渡の際に銀行に対して、相殺、同時履行、無効・取消・解除、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含む)の代理人になることができます。借主は銀行に対して、従来どおり「借入要領」に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付します。

第 16 条 管轄裁判所の合意

この契約に関する訴訟、調停および和解の必要が生じた場合に、借主は銀行の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 17 条 銀行取引約定書の適用

借主が、別に銀行取引約定書を差し入れている場合、または将来差し入れる場合には、この証書に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

第 18 条 保証

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主からの委託を受けて、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主の銀行に対する預金、その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるときは、担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間にこの契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人が借主と銀行および保証会社等との取引について他に保証している場合には、その保証は、この保証契約により変更されないものとし、また他に限度額の定めがある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行の取引について将来他に保証した場合にも同様とします。
6. この契約による債務が一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行のためである場合。

(1) 情報提供

債務者は保証人に対して、以下の事項につき真実且つ正確に情報提供及び説明を行ったこと、保証人はその情報提供及び説明を受けたことを表明及び保証します。また、債務者は、保証人に対して提供した情報が真実且つ正確でなかったことにより銀行に損害が生じたときは、その責任を負うものとします。

① 債務者の財産及び収支の状況

② 債務者が本債務以外に負担している債務の有無ならびにその額及び履行状況

③ 債務者が、本債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(2) 保証人が「経営者等」に該当する場合

保証人は、保証契約日において民法第 465 条の 9 に定める者に該当することを表明及び保証します。その表明に虚偽や誤りがあるまたは不明確であった場合には、銀行が被った一切の損害、損失、経費等を賠償し、補償します。

第 19 条 履行の請求

借主に対する履行の請求又は保証人の一人に対する履行の請求は、借主及び他の保証人に対しても、その効力を生じるものとします。

第 20 条 契約終了後の契約書の取扱

借主及び保証人は、本債務の完済後引き続き銀行で本契約書が所定の期間保管されることおよび所定の期間保管後銀行が本契約書を破棄することに同意します。

第 21 条 反社会的勢力の排除

1. 借主及び保証人(ローン契約に関する借主と保証会社との間の保証委託契約にもとづく借主の保証会社に対する債務の保証人を含む。本条においても以下同じ)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (2) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
 - (3) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (5) 自己、自社もしくは第三社の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (6) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (7) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、借主または保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 借主または保証人が、第 1 項各号のいずれか該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって借主は銀行に対する本契約上の一切の債務について期限の利益を喪失し直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんら請求をしません。また、銀行に損害が生じたときには、借主または保証人がその責を負います。

第 22 条 ローン規定の変更

1. この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2024年10月21日現在)

新カードローン規定

借主は、利用申込書記載の保証会社（以下「保証会社」という）の保証のもと、株式会社沖縄海邦銀行（以下「銀行」という）とのカードローン取引をすることについて、次のとおり契約します。

第1条（取引口座の開設）

1. このカードローン取引（以下「取引」という）は銀行本支店のうちいずれか1か所のみで口座を開設できるものとします。
2. 銀行は、借主に対してこの取引に使用するためのローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。カードの取扱については「ローンカード規定」に従うものとします。
3. 借主はこの取引の返済用口座として、借主名義の預金口座（以下「指定口座」という）を指定します。
4. 利用申込書、当座貸越契約書、取引口座の届出印は指定口座届出印と同一とします。

第2条（取引方法）

1. この取引は当座貸越とし、小切手・手形の振出し、あるいは引受け、または公共料金の自動支払は行いません。
2. 借主は別に定める方法を除き、カードまたは銀行所定の請求書を使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
3. カードを使用して取引を行う場合、現金自動預入支払機（以下「ATM」という）および現金自動支払機（以下「CD」という）の取扱については、別に定める「ローンカード規定」によるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭で提示してこの取引を行うものとします。但し、返済用預金口座としてWEB通帳を利用している場合は提示不要とします。
4. 当座貸越口座への入金、直ちに資金化できるもの（通貨または他預金からの振替など）に限ります。

第3条（取引期限等）

1. この取引の期限（以下「取引期限」という）は、この契約の締結の日から1年後の応当日の属する月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）とします。ただし、この取引期限までに銀行または借主から取引期限を延長しない旨の申出がなかった場合は、この取引期限はさらに1年間延長されるものと、以後も同様とします。
2. 取引期限までに銀行または借主から取引期限を延長しない旨の申出があった場合は、次のとおりとします。
 - (1) 取引期限の到来によりこの取引は終了し、借主は貸越元利金全額を直ちに返済します。
 - (2) 借主はカードを銀行に返却し、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然に解約されたものとします。
 - (3) 取引期限に貸越元利金がない場合は、取引期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。
3. 前2項に関わらず、この契約については、銀行が定める満年齢の誕生日以降に到来する取引期限をもって取引期限の延長は行わず、借主は貸越元利金全額を直ちに返済します。但し銀行が認めた場合はこの限りではありません。

第4条（貸越極度額・利用限度額）

1. この取引の貸越極度額は、借主が申込んだ金額に基づき、銀行が審査のうえ決定した金額とし、銀行はさらにこの貸越極度額を上限として利用限度額を定めるものとします。
2. 借主は利用限度額の範囲内で繰り返し当座貸越による借入が受けられます。
3. 銀行がやむを得ないと認めて利用限度額を超えて貸越を行った場合も、本契約書の各条項が適用されるも

のとし、その場合には銀行から請求があり次第、直ちに利用限度額を超える金額を支払います。

4. 借主について、次の各号のいずれかに該当する場合、銀行は通知なく利用限度額を減額（利用限度額を0円にすることを含む）するものとし、

(1) この契約に違反したとき。または債務不履行があったとき。

(2) 銀行が債権保全上必要と認めたとき。

(3) この取引について、保証会社が債権保全の為に必要であると認めて銀行に通知したとき。

5. 銀行は、前項により利用限度額の減額を行った後に、本条第1項で決定した貸越極度額を限度として利用限度額を増額することができます。

第5条（利息・損害金・利率の変更）

1. この取引による貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月12日（銀行休業日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率および方法により計算のうえ、貸越元金に組入れるものとし、

2. 借主は、この契約による債務を履行しなかったときは、支払うべき元本金額に対し、銀行所定の損害金率（年365日の日割計算）の割合による損害金を支払います。

3. 固定金利の適用については、借入要領に定めた適用利率で固定するものとし、

4. 変動金利の適用利率は本契約日以降、銀行の定める短期プライムレートに連動する銀行の長期貸出最優遇金利（以下「基準金利」）の変動に伴って基準金利の変動幅と同一幅で引上げられ、または引下げられるものとし、

なお、基準金利が廃止された場合には、基準金利を一般に行なわれる程度のものに変更することに同意します。

5. 前項により変更された借入利率の適用は、基準金利変更日を基準として、基準日以降最初に到来する利息支払日または約定返済日の翌日とし、

6. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要領記載の利率および損害金率を、一般に行われる程度のものに変更できるものとし、

なお、この内容の変更は、銀行の店頭等に掲示するものとし、借主は銀行が借主への通知を行わないことに同意します。

7. 銀行は、銀行所定の基準により、一般に適用される利率を借主に対して優遇し変更することができるものとし、

また、借主に対して利率を優遇した場合は、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇を中止または優遇幅を変更することができるものとし、

第6条（資金使途）

1. 事業性のある使途には一切使用することができないものとし、

第7条（約定返済）

1. この取引による約定返済日は、毎月12日（銀行休業日の場合は翌営業日）とし、

2. 借主は貸越極度額または当月約定返済日の前日の貸越残高に応じた利用申込書記載の約定返済金を返済します。

3. 前項に関わらず第5条1項により計算した利息額が、当月約定返済日の前日の貸越残高に応じた前項の約定返済金を上回る場合には、前項によらずその計算された利息額を返済額とします。また、第5条1項により計算された利息額と当月約定返済日の前日の貸越残高合計額が前項に定める約定返済金に満たない場合には、その合計額を返済額とします。

4. 約定返済は自動引落としによるものとし、借主は毎月約定返済日までに、指定口座に返済金相当額を預け入れるものとし、銀行は約定返済日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書なしで指定口座から払戻しのうえ、返済に充てます。ただし、指定口座の残高が返済金額に満たない場合には、その一部の返済に充てる取扱いはせず、返済が遅延します。

5. 万一、前項の預入が遅延した場合、銀行は預入後いつでも、約定返済金と損害金について前項と同様の取扱いができるものとし、

6. 約定返済金の返済が遅延している場合は、新たな貸越はできないものとします。

第8条（随時返済）

1. 借主は、前条の各項に定める約定返済のほか、随時に任意の金額を返済（以下「随時返済」という）することができます。
2. 前項の随時返済は前条第4項の自動引落としによらず、借主がローンカードを使用してATMにより当座貸越口座に入金する方法で返済します。貸越金利息については別途返済するものとします。
3. 借主は、前項に定めるほか、直接銀行の店頭に出す方法により行うこともできます。

第9条（費用の支払）

1. この契約に基づく取引に関し、次の各号に掲げる費用は借主が負担するものとし、約定日に関わらず、また普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず、指定口座から引落としのうえ支払いに充てることに同意します。
 - (1) 印紙代
 - (2) 公正証書作成に要した費用
 - (3) 催告書等支払い督促に要した費用
 - (4) 送達費用等法的処置に要した費用
 - (5) その他借主に対する権利の行使または保全に関する費用

第10条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じたことを銀行が知った場合には、銀行から通知催告がなくとも、借主はこの契約による一切の債務につき当然期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済します。
 - (1) 第7条の各項に定める返済が遅延し、次の約定返済日までに返済しなかったとき。
 - (2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押・保全差押または差押の命令・通知が発送されたとき。
 - (5) 債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。
 - (6) 借主が住所変更を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となり、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到達しなかったとき。
 - (7) 保証会社から保証の取消または中止、解約の申し出があったとき。
2. 次の各号の場合には、借主は銀行の請求によってこの契約による一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済します。
 - (1) 借主が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2) 借主が銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - (3) 取引に関し借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前項において借主が住所変更を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

第11条（貸越の中止）

1. 銀行は、借主において第7条の各項に定める返済が遅延している場合、または前条の各項の事由があるときは、いつでもこの契約に基づく貸越を中止することができるものとします。
2. 銀行は前項のほか、金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、いつでも新たな貸越を中

止することができます。

第12条（解約等）

1. 銀行は、借主において第10条第1項の各号の事由があるときは、いつでもこの契約を解約することができます。また、第10条第2項の各号の事由があるときには、銀行は通知によりいつでもこの契約を解約することができます。
2. 借主はいつでもこの契約を解約することができます。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。
3. 前2項によりこの契約が解約された場合、借主は直ちに貸越元利金を弁済し、カードを返却します。

第13条（銀行からの相殺）

1. 銀行はこの契約による債務のうち各返済期限が到来したもの、または前条の各項によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限いかに関わらず相殺できます。この場合、銀行は書面により通知します。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規程等の定めによります。ただし、期限の未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日として日割で計算し、外国為替相場については計算実行時の相場を適用します。

第14条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺できます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をし、預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。

第15条（債務の返済に充てる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があり、銀行に対する債務金額を消滅させることができないときには、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺に充てるかを指定でき、借主はその指定に対して異議を述べません。
2. 借主から返済または相殺する場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときには、借主はどの債務の返済または相殺に充てるかを指定できます。なお、借主がどの債務の返済または相殺に充てるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べません。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれのあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺に充てるかを指定できます。
4. 本条第2項のなお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条（代り証書等の差入れ）

1. 銀行に差入れた証書等が事変・災害等やむを得ない事情によって紛失または損傷した場合には、借主は銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、借主は銀行からの請求があれば代り証書等を差入れます。この場合に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき場合を除き、借主が負担します。

第17条（免責事項）

1. ATM・CD等によりカードを確認し、引出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出しの取引がなされたうへは、カードの偽造・変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. 諸届等、銀行に提出した書類の印影（または暗証番号）を、借主の届出た印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類、印章等につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これらによって生じた損害については、銀行は責任を負いません。
3. 借主に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担します。

第18条（届出事項）

1. カード・印章を失ったとき、または氏名・住所・印鑑・電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届出ます。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到達したものとします。
3. カードまたは印章を失った場合の、この取引の解約は銀行所定の手続きをした後に行います。

第19条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により補助、補佐、後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面により届出るものとします。また、成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合にも同様に届出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見監督人の氏名、その他の必要な事項を書面により届出るものとします。
3. 既に補助、補佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項と同様に届出るものとします。
4. 本条第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に届出るものとします。
5. 本条第4項の届出の前に生じた損害については、銀行に一切負担をかけないものとします。

第20条（報告及び調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告します。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これら「暴力団員等」という）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 借主は自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 借主が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって借主は銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行に何らの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第22条（代位弁済）

1. 借主は銀行と保証会社が借主の保証委託に基づき、保証会社を被委託者として保証委託契約を締結することに同意し、次のとおり約定します。
 - (1) 借主は、保証事故発生のため、銀行が代位弁済により借主の債務を回収した時は、この契約に基づく銀行の債権代位弁済金対等額を保証会社から請求されることを予め異議なく承諾します。
 - (2) 借主は、代位弁済金により、銀行が債権を回収できなかった場合、または代位弁済金が債権全般に満たなかった場合は、銀行の請求があり次第直ちに残額を支払います。

第23条（準拠法・合意管轄）

1. この規約、およびこの契約に基づく借主と銀行との間の諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本支店所在地を管轄とする裁判所とすることに合意します。

第24条（保証会社に対して取引情報を提供することの同意）

1. 借主は、この契約に基づきなされた債務の内容および銀行との取引において、銀行が知り得た借主の情報を保証会社に提供することに同意します。また、この情報提供は保証会社が保証履行した場合には、その履行日以降も行われることに同意します。

第25条（契約終了後の契約書の取扱）

1. 借主は、この契約終了後も引き続き銀行で本契約書が所定の期間保管されること、および所定の期間保管後、銀行がこの契約書を廃棄することに同意します。

第26条（銀行取引約定書の適用）

1. 借主が、別に銀行との取引約定書を銀行に差入れている場合、または将来差入れる場合は、この証書に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

第27条（本規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める運用開始日から適用されるものとします。

以上

（2023年11月1日現在）

【保証委託約款】

借主は、表記金融機関(以下、「銀行」という。)との金銭消費貸借契約に基づいて、借入する借主の債務(以下「原債務」という。)について次の各条項を承認のうえ、表記保証会社(以下、「保証会社」という。)と銀行との保証契約による信用保証を保証会社へ委託します。

第1条 委託の範囲

1. 借主が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、借主が保証会社の保証により銀行から融資を受けた借入金、利息、遅延損害金およびこれに付随する一切の債務を含みます。
2. 前項の保証は保証会社が保証されることを適当と認め、借主が銀行との融資取引を開始したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、この約款および銀行との間に締結している契約書等の各条項によるものとします。

第2条 保証委託

1. 借主は、金銭消費貸借契約の連帯保証を保証会社に委託します。
2. 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が所定の手続をもって承諾のうえ銀行に通知し、金銭消費貸借契約が成立した時にその効力が生ずるものとします。
3. 前項の保証会社の連帯保証は、銀行・保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。

第3条 原債務の弁済

保証会社が保証した原債務について借主は支払期日に遅滞なく弁済し、保証会社に一切の負担をかけません。

第4条 担保、保証人

借主は保証会社からの担保提供もしくは連帯保証人(以下、「保証人」という)の徴求を要求されたときはこれに応じるものとします。

第5条 保証人

1. 保証人は借主がこの約款および銀行と締結した契約書の各条項を承認のうえ、借主が保証会社に対して負担する一切の債務について借主と連帯して債務履行の責めを負います。
2. 保証人は、銀行または保証会社が相当と認め担保もしくは他の保証を変更、解除されても免責を主張いたしません。
3. 保証人がこの約款による保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、借主と保証会社の間に残債務または保証人が保証している他の残債務がある場合は保証会社の同意がなければこれを行使いたしません。また、保証会社の請求があればその権利または順位を保証会社に無償で譲渡します。

第6条 代位弁済・保証債務の履行

1. 保証会社が銀行に保証債務を履行する場合は、借主および保証人に対し事前の通知催告なくして、保証会社と銀行との保証契約に基づいて代位弁済をしても異議ありません。
2. 保証会社が代位弁済によって取得された求償権を行使される場合には、借主と銀行との間に締結した契約のほか、この約款の各条項が適用されても異議ありません。
3. 保証会社による代位弁済後の債務者に対する履行請求又は保証人に対する履行請求は、他の借主及び保証人に対してもその効力を生じるものとします。

第7条 求償権の事前行使

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。
 - (1) 差押、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 相続の開始があったとき
 - (4) 担保物件が滅失したとき
 - (5) 原債務の一部でも履行を延滞したとき。
 - (6) 銀行または保証会社に対する全ての債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
 - (7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等借主の責に帰すべき事由によって、保証会社において借主の所在が不明となったとき。
 - (8) 暴力団員等もしくは第17条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (9) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 借主は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第8条 求償権の範囲

借主および保証人(以下、「私ども」という)は、保証会社が保証債務を履行したときには私どもは保証会社が銀行に弁済した債務の元本、利息、遅延損害金、およびこれに付随する一切の債務を遅滞なく支払います。この場合、元本、利息、遅延損害金、およびこれに付随する一切の債務について、弁済日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による損害金を保証会社に弁済します。

第9条 弁済の充当順序

借主の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、借主は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当しても異議ないものとします。なお、借主について保証会社に対して本契約以外に複数の債務があるときも同様とします。

第 10 条 費用の負担

私どもは保証会社が債権保全のために要した費用ならびに求償権行使に要した費用は連帯して負担するものとします。この費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第 11 条 届出事項・住所の変更等

1. 私どもは、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって届出をします。
2. 私どもが、前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。

第 12 条 報告及び調査

保証会社からの借主の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは直ちにこれに応じ書類作成、諸手続き実行等の協力をいたします。借主の資産、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従います。また、この調査にあたり、保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

第 13 条 公正証書の作成

私どもは、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きを行い、費用を負担します。

第 14 条 合意管轄

この契約に関する訴訟、調停、および和解については、訴額等のいかんにかかわらず保証会社の本社、支店または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 15 条 保証料支払方式

借主が保証会社の保証により借入をするときは、保証会社所定の保証料を銀行および保証会社間で定める支払方法に従い支払います。

第 16 条 求償権の回収及び譲渡

1. 私どもは、保証会社が認めるときは保証会社の一切の債務の整理・回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
2. 保証会社は将来、私どもに対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、私どもは、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、抗弁、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第 17 条 反社会的勢力の排除

1. 借主は現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (2) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
 - (3) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (6) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (7) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自己または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 第 7 条第 1 項第 8 号の規定により、借主に損害が生じた場合にも保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じた時は、借主がその責任を負います。
4. 第 7 条第 1 項第 8 号の規定により、債務の弁済がなされた時に、本約定は失効するものとします。

第 18 条 契約の変更

1. 保証会社と銀行との間の保証契約が改定されたときは、別段の定めがある場合を除き、改定後の契約内容が適用されるものとします。
2. 本約款の各条項その他条件は、民法第 548 条の 4 の定めに従い、金融情勢の状況の変化とその他相当の事由があると認められる場合には、保証会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2020年4月1日現在)